

PFIアドバイザー業務委託仕様書

1. 業務名称

P F Iアドバイザー業務

2. 業務目的

本業務は、川西市中央北地区の土地区画整理事業において、社会基盤整備、市関連売却用地の活用を行うための民間事業者の募集をするために、募集の基本方針、特定事業の評価等に関する業務支援を委託することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日より平成 25 年 3 月 19 日まで

4. 業務場所

「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」施行区域内

5. 業務範囲

本業務において実施する P F I 事業範囲を以下に示す。

1) 道路等の社会基盤整備業務（上下水道整備を含む）

- ・火打滝山線
- ・小花滝山線
- ・文化会館前線
- ・豊川橋山手線
- ・せせらぎ遊歩道南線
- ・区画道路

2) 道路等の維持管理に係る業務

3) 市関連用地の購入

4) まちづくりコーディネーター業務

5) 低炭素社会に向けたガイドライン策定支援業務

6. 業務内容

(1) 前提条件の精査

- ・PFI 実施に係る前提条件の検討整理

(2) 実施方針等の作成

- ・実施方針案の作成
- ・実施方針への質疑応答対応

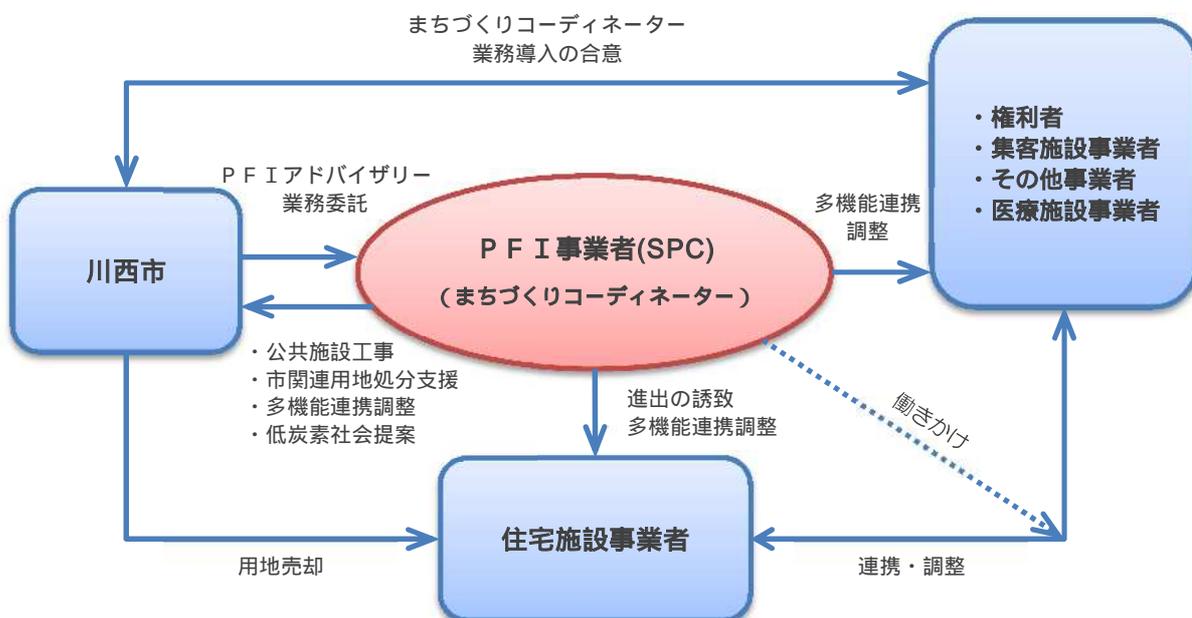
- (3) 特定事業の評価に係る資料の作成
 - ・ 特定事業の評価を行い、特定事業選定の公表案の作成
- (4) 募集要項の作成
 - ・ 入札説明書案、要求水準書案、様式集、審査基準案等公募書類案一式の作成
 - ・ 上記への質疑応答対応
 - ・ 審査会開催、運営に係る支援
 - ・ 契約交渉への支援、参加
 - ・ 契約書作成業務（弁護士業務を除く）への支援
- (5) 法務アドバイザー業務
 - ・ 事業における法務に関する助言、専門的事務（弁護士への外部委託）
- (6) 技術アドバイザー業務
 - ・ 事業における建設技術に関する助言、専門的事務
- (7) 低炭素都市づくりガイドライン策定支援
 - ・ 中央北地区低炭素都市づくりガイドライン策定委員会（仮称）への参画

7. スケジュール

- (1) 事業の実施スケジュール概略を以下に示す。

スケジュール		工 程
平成 24 年度	11月上旬	・ 実施方針の公表
	12月上旬	・ 実施方針質疑応答
	1月上旬	・ 特定事業選定 ・ 仮換地指定
	3月上旬	・ 入札公告 （募集要項・要求水準書・事業契約書案公表） ・ 入札質疑応答 ・ 応募者の参加資格審査 ・ 提案受付 ・ 審査
平成 25 年度	4月上旬	・ 落札者決定 ・ 基本協定書の締結
	5月中旬	・ 契約協議
	6月下旬	・ 仮契約締結 ・ 本契約 ・ 各種協議

8. 業務イメージ



9. 業務手順

- (1) 本業務を着手するにあたり、速やかに業務実施計画書を提出し、業務内容及び実施工程を明らかにし、本市の承諾を得なければならない。また、これを変更する場合には双方協議の上、本市の指示を受けるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関し、業務責任者及び主任技術者をそれぞれ配置し、本市に報告するものとする。
- (3) 受託者は、本市の監督職員と十分協議のうえ業務を遂行しなければならない。
- (4) 受託者が打合せ及び協議を行うときには、主任技術者を必ず出席させ、打合せ及び協議の内容について、議事録により整理しなければならない。
- (5) 業務にあたっては、逐次本市監督職員に必要な報告を行わなければならない。

10. 参考資料

- (1) 本業務に関する以下の資料を貸与する。
 - ・「事業計画書」
 - ・「民間活力導入検討等業務報告書」
 - ・「中央北まちづくり指針(案)」
 - ・「医療等次世代複合都市でのインフラ(共同溝、水路等)新規整備を活用した熱融通等事業化可能性調査報告書」
 - ・「土壌汚染対策指針(案)」
 - ・その他業務に必要な資料

11. 成果品

(1) 業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書 3部 (正本1部、副本2部)
- ・ 電子データ 2枚 (CD-R)

(2) 成果品の審査

- ・ 業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、本市監督職員の検査を受けなければならない。
- ・ 成果品の検査において、受託者の責において、本市監督職員から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正しなければならない。
- ・ 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市監督職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(3) 成果品の帰属

- ・ 本業務契約に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

12. 留意事項

(1) 法令等の遵守

- ・ 業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

- ・ 本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(3) 費用の負担

- ・ 本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(4) 貸与資料

- ・ 業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

(5) 疑義等

- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

(6) その他

- ・ 本業務の受託者及び協力会社は、平成24年度に入札公告を予定している特定事業者選定の事業参加はできないものとする。